

雑古紙分別表

雑古紙として出せる主なもの

新聞、雑誌、ダンボール・茶紙、牛乳パック以外のリサイクルできる紙類が雑古紙です。

 菓子箱など 紙製の箱	 パンフレット ポスター	 ティッシュ の箱 (ビニール部分はとる)	 トイレトペーパー ラップの芯	 はがき・封筒 (窓付き封筒は フィルムをとる)	
 包装紙	 紙製 ファイル (留め具ははずす)	 カレンダー (留め金具等とはとる)	 ワイシャツ などの台紙	 名刺 メモ紙	 シュレッダーくず ※紙袋(茶色以外)に 入れて出す

※ただし、上記のものでも、茶色の紙、片面が茶色の紙は「ダンボール・茶紙」で出してください。

出せないもの

以下のものや汚れているものは「可燃ごみ」で出してください。

 臭いのついた箱 (石けん・洗剤・線香の箱等)	 靴や鞆の詰め物	 感熱紙 (レシートなど)	 カーボン紙・ ノンカーボン紙 (宅配便の伝票など)	
 写真	 防水加工された紙 (紙コップ・紙皿 カップ麺の容器など)	 シール・ステッカー の台紙	 アイロンプリント紙	 飲料用以外の紙パック (飲料用でも中がアルミコー ティングのものは可燃ごみへ)
 圧着はがき	 クッション封筒	 食品が付着している紙 (ハンバーガーの包み紙 やピザの箱など)	 金紙・銀紙	 クッキングシート